

陸上自衛隊は イラクで何をやつていたか

水島朝穂

陸自はイラクのサマワで「人道復興支援」などという美名に隠れ、侵略した米軍同様に、いつでも戦闘に移れる態勢だった。

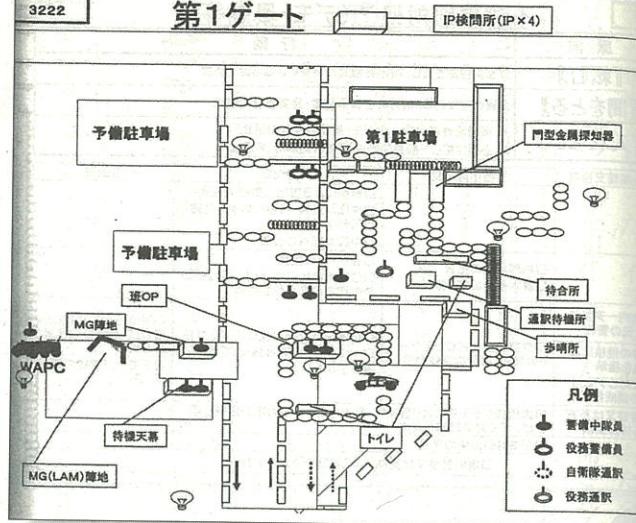
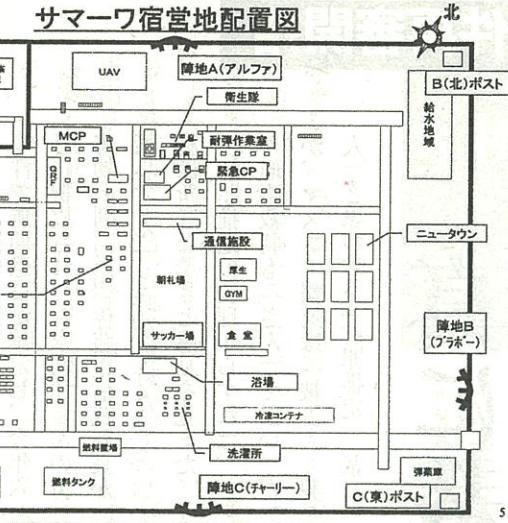
一九〇六年三月、東京メトロの駅構内で一枚のポスターを見つけた。「もつと知つてほしい。自衛隊のイ・ラク復興支援活動」――。
女優が地球儀に擬したものを持ち、微笑んでいる。「一二二二カ所の公共施

設の復旧・整備、総給水量は五万五〇〇トン以上、医療器材などの関連物資を空輸」等々を列举し、「日本らしさを活かした誠実な活動と持続力が、イラク復興のために大きな成果を上げています。防衛庁」と結ぶ

「復興支援」という言葉と、これらの数字だけを見れば、必要な活動だったかのようにも見える。だが、その実質は、ブッシュ政権が始めた対イラク侵略戦争と占領統治への加担行為にほかならない。自衛隊の国際

政治的利用を画策する政治家や、これに便乗して「普通の軍隊」化を目指す高級幹部たち。ただ「イラク復興支援群」で実際に活動したのは、饒舌な政治家や高級幹部ではなく、自衛隊を「職場」として選択し、与

サマワのオランダ軍基地周辺を警備する、
陸自隊員。(2004年2月。写真/AP Images)



警報発令区分(宿营地外)				
発令条件	移動間	活動間	移動間・活動間(共通)	
	IED警報	迫撃砲警報	襲撃警報	救援要請
宿营地外における車両移動時にIED等の不審物発見を発見した場合	宿营地外における活動間に迫撃砲攻撃を受けた場合	宿营地外行動時、現に射撃・爆発物等により襲撃・副撃を受けた場合	宿营地外行動時に不測事態が発生し、操縦又は群主方にに対する自己位置を遮断又は救援を要請する必要がある場合	
予測事態	・IED等不審物発見 ・IED等投げ込み	活動地域における迫撃砲攻撃	・移動間における襲・伏撃 ・活動地域における襲撃・伏撃	テロ攻撃、事故、故障等
警報区分	長 音		短 音	信号発燃焼筒(緑)
正手段 (発令権者)	ケラクション「ブ——ブ——」 (車長又は現場の最先任者)	ケラクション「ブブブブブ」 (車長又は現場の最先任者)		信号発燃焼筒管付き (事態現場の最先任者)
副手段 (発令権者)	警笛「ビ——ビ——」 無線・口頭等 (全隊員)	警笛「ビビビビビビ」 無線・口頭等 (全隊員)		無線(全隊員)
対応行動	本行動マニュアル「不審物発見時の対処要領」	・下車展開時：当初、至近の待避物に待避	・移動間：本行動マニュアル「襲撃を受けた場合の対処要領」 ・活動間：活動の停止 後、状況に基づく確実的対応	

3141		一斉放送(一例)②
事象等	放送内容	
宿营地内での一斉検索	<p>「一斉検索を実施する」</p> <p>「各隊は速やかに群朝礼場へ集合せよ」</p> <p>※必要により、「不発弾処理班」の編成・集合場所を放送</p> <p>※必要により、各隊の服装・携行装備を放送</p>	
A警備	<p>「群はA警備に移行する」</p> <p>※「警備中隊長は宿营地警備の指揮をとれ」</p>	
B警備	<p>「群はB警備に移行する」</p> <p>「阻止班は速やかに射撃陣地に前進・射撃準備せよ」</p> <p>「重要防護施設警備要員は速やかに各施設を警備せよ」</p> <p>「緊急対処部隊は別命あるまで各隊地域で待機せよ」</p> <p>※昼間の場合、「望楼要員」を警備隊の指揮下に入れる</p>	

な陸曹クラスの隊員たちであった。彼らは〇四年一月から〇六年七月まで、一〇次にわたり、延べ五五〇人が参加。宿營地サマーワでは、「自らを衛る隊」に徹して、二年半、死傷者も出さずに撤収した。

一人の隊員がイラクに持参した『隊員必携（第三版）』（平成一六年一〇月）をたまたま入手した。冒頭には、陸上幕僚監部教育訓練部長（教育班長気付）名で、「部内専用であるため、……用済み後は確實に破棄されたい」とある。裏表紙には、嗜好品やカツブ麵、持參金（ドル）、手当額など、隊員の手書きメモがびつりある。

突発事案対処、通信、兵站、衛生、英語、現地語（アラビア語）、生存自活からなる。気候、地理、文化、風習から、サソリや毒蛇などの写真と解説まで、詳細な記述が続く。武器や車両等については、砂塵の除去が特に重視され、日本ではおよそ必要なない対応が、さまざま求められている。アラビア語の会話例には、「止まらないと撃つぞ」「近寄るな！」「降伏しろ！」などが並ぶ。こういう言葉を覚えなければならぬ活動とは何か。

『必携』で注目されるのは、これまで明らかにならなかつた、イラク現地の「事態対処要領」である。

治安出動も想定

装備	大型×1 モトローラ×1	大型×1 モトローラ×1	大型×1 モトローラ×1	大型×1 モトローラ×1
3 集合要領				
(1) 集合準備 群本部の放送・連絡により対処小隊は、集合準備を実施し30分待機に移行(放送例)「デモ対処1小隊及び2小隊は集合準備、30分待機に移行」				
(2) 集合 ア 群本部の放送・連絡により「群朝礼場」又は「藝術所前」に集合 イ 状況により、集合準備を行うことなく集合する場合がある。				
4 服装 B装+肘当て・脛当て				

思ひは、一九九二年のPKO等協力法制定過程で、当時の宮澤喜一内閣は、「武力行使」と「武器使用」とを区別し、個々の隊員の判断による射撃を原則とした。憲法上、武力行使はできないことによる、苦肉の説明だった。そのため、「たまたま隊員の判断を上官が束ねる」という傑作答弁も生み出した（池田行彦防衛庁長官＝当時）。その後、PKO等協力法二四条の武器使用を、上官命令によるものに改める上で、自・自連立政権の自由党小沢一郎党首（當時）の果たした役割は大きい。

『必携』別冊も同時に入手した。最初の頁が破られているのでタイトルは不明だが、裏表紙には派遣された

21

当該方面隊のロゴが入っている。

冒頭は「サマーワ宿营地配置図」
①。これで初めて現地の配置が確認できた。「第1ゲート」図④を見ると、MG（機関銃）陣地などがあり、A（西）ポストとD（南）ポスト、C（東）ポスト、B（北）ポストということで、全周が要塞のようになっている。警報発令区分②を見ると、迫撃砲の攻撃を受けた場合の警報（クラクション）「ブーー」と、襲撃警報（クラクション）「ブブブブブブ」などが列挙されている。

「脅威区分」は七段階。最高は七（Critical）で「特別な信頼できる脅威情報があり、攻撃の時期が切迫して

いる」である。また「警備態勢」は、N（通常）、A警備、B警備、脅威

全力で宿营地警備に移行する③。

「武器使用に関連する号令・動作」は五つ⑥。「弾込め」「威嚇」「警告、射て」「至近、射て」「直接、射て」である。最後は正当防衛に該当し、相手に命中する射撃である。

「別冊」で特に注目されるのは、デモ・暴動等の「不測事態対処⑦」である⑦。必要に応じて「デモ対処部隊」を編成する。デモ対処部隊は四コ対処小隊、八〇人⑤。なお、「警備隊」の編成基準を見ると、巡査班、阻止班などと並んで、この「デモ対処」という部門がある。現

地の人々と治安出動的発想で向き合っている姿勢が見てとれる。

さらなる資料公開を

イラクには、初めて一一〇ミリ個大携帯対戦車榴弾「パンツァーファウスト3」を持っていったから、これが使う事が起きたかったのは「不幸中の幸い」と言うしかない。

陸自の活動が終了した後も、空自の輸送航空隊による活動が〇八年二月まで続いた。活動の実態は状況証拠だけで、なかなか明らかにならなかつた。市民団体が情報開示請求を行なつたが、公開された資料は真っ黒に塗りつぶされていた。

〇八年四月一七日、その空自の輸送活動が違憲の「武力行使」に該当するという画期的判決が名古屋高等裁判所で出された。判決は、バグダッド空港を「戦闘地域」と認定し、

送活動が違憲の「武力行使」に該当するという画期的判決が名古屋高等裁判所で出された。判決は、バグダッド空港を「戦闘地域」と認定し、

空自の輸送活動を違法なものと断定した。また、武装兵員の輸送とい

う行為は、武力行使との密着度が高く、

自ら武力を行使したのと同等に評価され得る。その部分が憲法九条一項違反とされたのである。

政権交代の後、防衛省は、「週間空

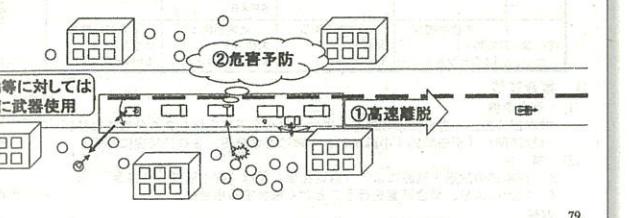
輸実績」を黒塗りのものから、一転して公開に応じた。北澤俊美防衛大臣の決断は評価できる。

『東京新聞』一〇月六日付が一面ト

ップで伝えるように、C130で輸送していたのは米軍将兵が六七%

原則		行動
『頼む』		業務支援隊を通じ、現地警察又は英軍による排除を要請
『間をとる』		危害の度に応じ、前方の警衛勤務者・重要器材の撤収
『入れない』		1 宿营地外縁以内へのデモ・暴動の侵入の阻止 2 必要に応じ一般部隊から「デモ対処部隊」を編成
基本的考え方	各部隊	

原則		行動
『離れる』		1 高速離脱 2 一般住民への危害予防考慮 3 ただし、RPG7等、我的防弾装甲の能力を超える様な攻撃を受けそうな場合は、即座に武器使用
基本的考え方		



○ 隊員及び管轄下にある者の安全確保を第一義として行動する。	
○ 捕獲後の受傷及び被拘束者の自傷防止に努める。	
○ 我を攻撃した者といえど、拘束後は管轄下にある者として、人道的に取り扱う。	
II 捕獲時の処置	
1 被拘束者の取り扱い (1) 捕獲後の受傷及び被拘束者の自傷を防止するため、速やかに武装解除する。 (2) 負傷している場合、救急措置を行う。 (3) 逃走防止の措置を万全にする。	
2 報告・通報 上級部隊、警務隊、関係部隊等に速やかに報告・通報する。	
3 正當性の確保 裁めて襲撃者を捕獲するまでの経緯を記録する。また、状況の許す限り、目撃者の確保、銃等の証拠物の保全、現場保存に努め、被拘束者を速やかに警務隊に引き渡す。	



他国軍を含めると、実に七一%が武装した軍事要員だった。イラクにおける米軍活動の一部を担任していたわけである。武力行使と一体化した活動という名古屋高裁判決の指摘が裏づけられたといえよう。

今後、さらに公開されるべき資料は、各種の部隊日誌である。宿营地に迫撃砲弾などが打ち込まれた実数や、住民とのトラブルなどの実態は

公開されていない。部外連絡協力にあたる記録、対住民関係の記録も公開されるべきだろう。日中戦争での北支那派遣軍の北支治安戦を、イラク派遣の際にモデルにしていた事実についても明らかにすべきである。

なお、北澤防衛大臣は、来年一月以降中止が決まっている海上給油活動の「代案」として、民生支援だけでは不十分であり、ヨーロッパの動

防衛省が九月二四日付通知で情報開示したイラク派遣航空自衛隊の「週間空輸実績」により、決定的な事実が判明した。日本は改憲をする前から「戦争をする國」、「戦争ができる國」として、海外で軍事活動を継続していたという事実だ。

もっとも昨年四月の名古屋高裁における「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」判決で、空自のバグダッド空輸作戦は実質的な戦争行為で違憲と断じられている。空自の活動が「対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定めた」の代案として、民生支援だけ

きなどを見きわめ「自衛隊でやれることをやる」という趣旨のことを述べたという。これは危ない。ドイツをはじめ、ヨーロッパ諸国はいま、アフガンからの地上部隊を撤退させたくてたまらない。日本が今頃なつて、地上部隊を派遣すれば、「飛んで火に入る……」の類である。

その際、注意すべきは、小沢一郎氏の持論が「多国籍軍参加は憲法の

至った「イラク戦争支持」という小泉内閣時代の政府見解の徹底した検証も必要となる。同高裁判決や今回の情報公開をかちどる上で大きな役割を果たした「自衛隊イラク派兵差止訴訟全国弁護団連絡会議」は一〇月一〇日、鳩山内閣の安全保障政策には、最大限の緊張感をもつて向き合つ必要があるのである。

精神」というもので、かつては「国際社会でいい」という行動は……要請期的かつ確実に輸送しているものであり、「他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行つたと評価を受けざるを得ない行動」と見なされたからだ。判決の時点では、防衛省は情報公開した資料を墨塗りにしていたため「推認」という表現が使われたが、今回の「週間空輸実績」で輸送したのは多国籍軍の軍人一万八七〇〇人（米軍二万七〇〇〇人）で兵士の輸送が全体の七〇%以上を占め、銃も五四〇〇丁含まれていたことが判明。改めて「武力の行使を行つた」との高裁判決の正しさが証明された。

だが、問題はこれからだろう。憲法のみならず、それ自体違憲と批判を受けてきた「人道復興支援」などという美名を隠れモノにした「イラク特措法」にすら違反して国民を騙し、公然と空輸という名の軍事作戦を続けてきた自民・公明前政権の首相・閣僚と、自衛隊幹部の責任追及が不可欠だ。誰が憲法で「放棄」したはずの戦争に日本を加担させ、他国軍と一緒にしなければならない。

当然、「イラク特措法」を成立させるに

みならず、それ自体違憲と批判を受けてきた「人道復興支援」などという美名を隠れモノにした「イラク特措法」にすら違反して国民を騙し、公然と空輸という名の軍事作戦を続けてきた自民・公明前政権の首相・閣僚と、自衛隊幹部の責任追及が不可欠だ。誰が憲法で「放棄」したはずの戦争に日本を加担させ、他国軍と一緒にしなければならない。

英國ではブランウン政権が、イラク戦争を担う勢力を着々と強化している今こそ、日本でも同じ趣旨の委員会設置を実現して責任者を裁くための運動が急務となつていい。

週間空輸実績（報告）（自発報告）				
施 期 間	運 航 日 数			
6 (月) ~ 10. 22 (日)	3			
也	着 地	所 属 (要求元)	人 数	備 考
レム	アリ	米陸軍 × 33 米軍属 × 6	39	陸軍: 0×1, E×32 小銃 6
アリ アル・ナレム	アリ	米陸軍 × 41 米軍属 × 8	49	陸軍: 0×8, E×33 小銃 4
レム	バグダッド	国連 × 5 空自 × 3 米陸軍 × 51 米海軍 × 2	61	陸軍: 0×6, E×45 海軍: 0×1, E×1
エルビル	国連 × 7 空自 × 2 米陸軍 × 2	11	陸軍: 0×2	
バグダッド	国連 × 1 空自 × 2	3	陸軍: 0×5, E×34 空自: バグダッド連絡班 × 1	
アリ アル・ナレム	国連 × 7 空自 × 4 米陸軍 × 39	50	陸軍: 0×4, E×2 小銃 1	
バグダッド	米陸軍 × 48 米海軍 × 10 米空軍 × 2 米海兵 × 1	61	陸軍: 0×9, E×39 小銃 4 海軍: 0×6, E×4 空軍: 0×1, E×1 海兵: E×1	
レム	米陸軍 × 24 米海兵 × 1	29	陸軍: 0×4, E×2 小銃 1	

これまでの墨塗りから、今回初めて公開された空自「週間空輸実績」で記載された輸送内容の内訳。「O」は士官、「E」は一般兵を示す。「人道復興支援」などと称し、堂々と兵員や小銃まで軍事輸送していた。

なるさわ むねお・編集部

精神」というもので、かつては「国際社会でいい」という行動は……要請期的かつ確実に輸送しているものであり、「他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行つたと評価を受けざるを得ない行動」と見なされたからだ。判決の時点では、防衛省は情報公開した資料を墨塗りにしていたため「推認」という表現が使われたが、今回の「週間空輸実績」で輸送したのは多国籍軍の軍人一万八七〇〇人（米軍二万七〇〇〇人）で兵士の輸送が全体の七〇%以上を占め、銃も五四〇〇丁含まれていたことが判明。改めて「武力の行使を行つた」との高裁判決の正しさが証明された。

だが、問題はこれからだろう。憲法のみならず、それ自体違憲と批判を受けてきた「人道復興支援」などという美名を隠れモノにした「イラク特措法」にすら違反して国民を騙し、公然と空輸という名の軍事作戦を続けてきた自民・公明前政権の首相・閣僚と、自衛隊幹部の責任追及が不可欠だ。誰が憲法で「放棄」したはずの戦争に日本を加担させ、他国軍と一緒にしなければならない。

英國ではブランウン政権が、イラク戦争を担う勢力を着々と強化している今こそ、日本でも同じ趣旨の委員会設置を実現して責任者を裁くための運動が急務となつていい。